

長建協発第424号
平成27年12月21日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を
改正する指針等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年6月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）による労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の改正により、平成27年12月1日から労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたところであります。

今般、同法の規定に基づき公表されている労働者の健康管理等に関する指針について、改正が行われ、平成27年12月1日より適用されることとなりました。

つきましては、同指針の改正について、別添のとおり全建を通じ厚生労働省労働基準局長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。